

令和6年(行口)第285号 国籍確認請求控訴事件

控訴人



被控訴人 国

準備書面 (5)

令和7年8月8日

東京高等裁判所第17民事部本係 御中

被控訴人指定代理人 川 勝 庸



後 藤 優 太



金 田 充 弘



奥 原 大 夢



小 山 舞



第1	はじめに	4
第2	控訴人準備書面(2)に対する反論	4
1	国籍法11条1項の憲法適合性に関する控訴人の主張の前提が誤っていること	4
	(1) 憲法22条2項は複数国籍を前提とするものではなく、重国籍を保持する利益を保障するものではないこと	4
	(2) 控訴人の主張は国籍の本質を正解しないものであること	7
	(3) 控訴人が主張する事情は前提②を裏付けるものではないこと	9
	(4) 国籍法11条1項の立法趣旨は、昭和59年国籍法改正前の同法8条から引き継がれ、現在に至るまで何ら変容していないこと	11
	(5) 前提①ないし③に依拠する控訴人の主張に理由がないこと	14
2	昭和59年改正国籍法が重国籍の発生を広く容認しているとして原判決を批判する控訴人の主張には理由がないこと	15
	(1) 控訴人の主張	15
	(2) 被控訴人の反論	15
3	法定代理人による外国籍の志望取得の場合も含め、外国籍を志望取得した場合と当然取得及び生来的取得とで重国籍防止に向けた制度が異なっていることは何ら不合理ではないこと	17
	(1) 控訴人の主張	17
	(2) 被控訴人の反論	17
4	本件登録手続における控訴人養親の認識に関する原判決の認定判断に誤りがあるとはいえないこと	19
	(1) 控訴人の主張	19
	(2) 被控訴人の反論	20
第3	控訴人準備書面(3)に対する反論	23
1	控訴人の主張	23

2	控訴人の前記1①の主張に対する反論	24
3	控訴人の前記1②の主張に対する反論	25
第4	結論	27

第1 はじめに

本件は、控訴人が、①法定代理人が行った本件登録手続に基づく控訴人の英国国籍の取得について、国籍法11条1項の規定は適用されない、②同項の規定は、憲法の規定（憲法10条、13条、14条1項及び22条2項等）に違反し無効である、又は未成年者である控訴人に適用することは憲法14条1項に違反するため、控訴人が国籍法11条1項により日本国籍を喪失することはないと主張して、控訴人が日本国籍を有することの確認を求める事案である。

被控訴人の事実上及び法律上の主張は、被控訴人の令和7年4月7日付け準備書面(4)（以下「被控訴人準備書面(4)」という。）等で述べたとおりである。

控訴人は、控訴人の令和7年6月4日付け控訴人準備書面(2)（以下「控訴人準備書面(2)」という。）及び同日付け控訴人準備書面(3)（以下「控訴人準備書面(3)」という。）において、原判決の判示や被控訴人の主張に対して反論するところ、そのほとんどは、これまでの主張の繰り返しか、あるいは、独自の見解をもって原判決や被控訴人の主張を論難するものにすぎないが、以下、念のため、必要と認める範囲で反論する。

略語等は、本準備書面において新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第2 控訴人準備書面(2)に対する反論

1 国籍法11条1項の憲法適合性に関する控訴人の主張の前提が誤っていること

控訴人は、国籍法11条1項の規定が憲法10条、13条、14条1項及び22条2項に違反し無効であると主張し、原判決の判示を論難するが、以下のとおり、その主張の前提には誤りがあるから、控訴人の主張には理由がない。

(1) 憲法22条2項は複数国籍を前提とするものではなく、**重国籍を保持する利益を保障するものではないこと**

ア 控訴人の主張

控訴人は、国籍法11条1項の憲法適合性に関する主張ないし原判決批判の前提として、憲法22条2項は、複数国籍の状態の存在をその前提としつつ、国籍離脱の自由を保障するものであるから、いつ日本国籍を離脱するか、すなわちいつ複数国籍を（日本国籍の離脱という方法によって）解消するかを本人の自由な選択に委ね、これを憲法により保障するものである旨（以下「前提①」という。）主張する（控訴人準備書面(2)第3の1(2)イ・16ページ、同第4の3(1)・20ページ）。

イ 被控訴人の反論

(ア) 憲法22条2項は複数国籍を前提としていると解することはできないこと

しかし、被告準備書面(1)第3の1(2)イ（14及び15ページ）、同3(3)（27ページ）で述べたとおり、「国籍唯一の原則」は、国籍の存在意義から当然導かれる原理又は国籍立法のあるべき姿として、今日まで国際的に承認されている。また、原判決が正当に判示し（原判決・22ページ）、被控訴人準備書面(4)第2の1(2)ウ（18ないし20ページ）でも述べたとおり、憲法22条2項が定める国籍離脱の自由は、日本国籍からの離脱を望む者に対して、その者が無国籍者となるのでない限り、国家がこれを妨げることを禁止するという消極的権利を定めたものにすぎないと解するのが相当である。

そうすると、憲法22条2項が複数国籍を前提としていると解することはできない。

そして、この点に関する原判決の判示及び被控訴人の上記主張が正当であることは、福岡高等裁判所令和6年10月10日判決（以下「福岡高裁令和6年10月判決」という。）が「憲法22条2項は、無国籍者とならない限り日本国籍を離脱することの自由を定めたものと解されるが、国籍法11条1項のように外国国籍の取得により当然に日本国籍を喪失

する場合には、日本国籍を離脱する時点で日本国籍と外国国籍とが併存する状態にはないから、憲法22条2項が国籍離脱の条件として複数国籍であることを前提にしているということもできない。」と判示しているところからも明らかである（乙10・9ページ。なお、福岡高裁令和6年10月判決は、上告棄却及び上告不受理により確定している。乙11）。

(イ) 原告が主張する権利の内実は重国籍を保持する利益であり、憲法22条2項はこれを保障するものではないこと

控訴人の主張を前提とすると、日本国籍を有する者は、自己の志望により外国籍を取得しても、その意思に反して日本国籍を失わない権利が憲法上保障されているということとなる。そうすると、外国籍を志望取得した者は、当該外国籍に加えて日本国籍をも保持することが保障されることになるため、控訴人が主張する権利の内実は、重国籍を保持する利益にほかならず、当該個人は、二つの国籍国のいずれにおいても、主権者たる地位を与えられ、旅券の発給を受け、参政権を行使し、居住の権利、出入国の権利が保障され、社会保障を受け得る地位を取得し、両国から外交保護権によって庇護を受けるという立場を取得する利益があるということになる。

しかし、このような控訴人の主張が内実とする利益は、前記(イ)のとおり、国籍の存在意義から当然導かれる原理又は国籍立法のあるべき姿として、今日まで国際的に承認されている「国籍唯一の原則」に反するものである。そして、被告準備書面(1)第3の3(2)ア(26ページ)で述べたとおり、このような控訴人の主張が内実とする利益は、国籍概念が前提としている国民と国家との結合関係とはあまりにもかけ離れたものである。また、いかなる者を国家の一員に帰属させるかという国籍の得喪の問題は、その者と国家との結合関係をどのように把握するかという問題であって、その者が受けることができる便益のみを考慮して決まる

ものではない。なお、重国籍を認めることによる支障は昭和59年国籍法改正の審議において多数挙げられており、その議論からは昭和59年国籍法改正は重国籍を解消するという前提に立っていることが分かる(甲9)。

以上に、前記(7)の憲法22条2項が定める国籍離脱の自由の内容も併せて考慮すると、憲法22条2項が重国籍を保持する利益を保障していると解することはできない。

(2) 控訴人の主張は国籍の本質を正解しないものであること

ア 控訴人の主張

控訴人は、原判決の判断及び被控訴人の主張が「国籍が国家によって付与されるものであり、国家の主権が及ぶ人的範囲の決定は国家が自由に決めることができるのであるから、国民にとって国籍の取得又は保持の可否はいわば反射的利益であって法的保護の対象ではない」との考えに立ったものであると解した上で(控訴人準備書面(2)第1の1(2)・4及び5ページ)、「日本国籍は、その元々の成り立ちが国家の対人主権の範囲を画するための道具概念であったとしても、現在の日本においては、国家の主権者たる地位そのものであり、また日本国憲法による基本的人権の十分な保障を受けるための資格でもあるのであって、これらの地位ないし資格は、法による保護の対象とならない反射的利益では到底あり得ない」、「氏が個人の人格権の一内容を構成するものでありアイデンティティの重要な構成要素であると判例上認められているのに、現代社会に生存するに当たりより重要な法的地位である日本国籍が、国家が設営する国籍制度によって個人に生じた反射的利益であって法的保護の対象に当たらない、とすることは、上記の平成27年最大判(引用者注：最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2586ページ)と明らかに均衡を失し、不合理である」、「原判決や被控訴人の考え方は、1984年国籍法改正の際

の立法者意思にも、また最高裁判所の判例の考え方にも反する」などと主張する（控訴人準備書面(2)第1の2及び3・5ないし8ページ）。控訴人の上記主張は、日本国籍は、日本国の主権者たる地位、基本的人権等の十分な保障を受けるための身分として極めて重要であり、個人が日本国籍の取得について他者との間で不平等に扱われないこと及び日本国籍を不当に奪われないことは、個人にとって重要な法的利益であるとの主張（以下「前提②」という。控訴人準備書面(2)第1・1ないし8ページ）を前提にするものと解される。

イ 被控訴人の反論

そもそも、控訴人が主張するところの「反射的利益」がどのようなものをいうのか判然としないが、被告準備書面(1)第3の1(4)（21ないし23ページ）で述べたとおり、国籍とは、何人に日本国の主権者たる地位を与え、他方で、何人を当該国家の統治権に服する立場に立たせるかの要件を画定する問題であるから、国籍の得喪は、個人の側からみた権利義務の問題として捉えれば事足りるのというものではなく、国家の側からみて、どのような者に統治権を及ぼすのが相当であるかという観点をも考慮して制度が設計されなければならない問題である。

これに対し、控訴人の前記アの主張は、その実質において、国籍の有する意義について、個人が国家に保護されるか、個人が国民として権利主張できるかどうかといったように、専ら個人の権利の観点から論じようとするものにほかならず、このような考え方は、国籍の本質を十分に正解したものとはいえない。また、控訴人が主張するところの「アイデンティティ」というものは極めて曖昧な概念であって、憲法上の権利として保護に値するような利益とは言い難いし、上記の国籍の本質に照らせば、かかる控訴人の主張は、国籍と氏の性質の違いを考慮せず、両者を単純に比較するものであり、理由がない。

(3) 控訴人が主張する事情は前提②を裏付けるものではないこと

ア 控訴人の主張

控訴人は、前提②を裏付ける事情として、最高裁平成20年大法廷判決の事案と本件事案とを対比の上、既に日本国籍を有し、日本国民として我が国との密接な関係を有する控訴人が、その我が国との密接な関係に何らの変化がないにもかかわらず、本人の意思に反して日本国籍を喪失させられ、我が国との関係を強制的に切断されることが、上記判決の事案と比較してもより重大な不利益であることは明らかであり、より保護の必要性が高いものであることを主張する（控訴人準備書面(2)第1の2(3)及び(4)・6及び7ページ）。

また、控訴人は、昭和59年国籍法改正の審議の際の政府委員の答弁を引用し、昭和59年国籍法改正が国籍の喪失については本人の意思を尊重することが大きな方針となっていた旨主張する（控訴人準備書面(2)第1の2(5)・7ページ）。

イ 被控訴人の反論

(7) 最高裁平成20年大法廷判決の事案は、当時の国籍法3条1項が、日本国民である父の嫡出でない子について父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した者に限り日本国籍の取得を認めることによって、同じく日本国民である父から認知された子でありながら父母が法律上の婚姻をしていない嫡出でない子は、その余の同項所定の要件を満たしても日本国籍を取得することができないという区別が生じており、そのことが憲法14条1項に違反するか否かが問題となったものである。同判決は、「日本国籍は我が国の構成員としての資格であるとともに、(中略)重要な法的地位である。一方、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得するか否かということは、子にとっては自らの意思や努力によって変えることのできない父母の身分行為に係る事柄である。したがって、このような事

柄をもって日本国籍取得の要件に関して区別を生じさせることに合理的な理由があるか否かについては、慎重に検討することが必要である」と判示している。そうすると、同判決は、当時の国籍法3条1項の区別が、子にとっては自らの意思や努力によっては変えることのできない父母の身分行為に係る事柄に着目した区別であることから、その区別に合理的な理由があるか否かを慎重に検討する必要があると指摘しているものと考えられる。これに対し、国籍法11条1項に基づく日本国籍の喪失は、飽くまでも自己の志望による外国籍の取得により生ずるものであって、最高裁平成20年大法廷判決において問題となった父母の身分行為に係る事柄とは全く性質が異なるものであり、同判決との対比により、国籍法11条1項による日本国籍の喪失が、「本人の意思に反して日本国籍喪失させ」、「我が国との関係を強制的に切断」させるものであるということとはできない。

- (イ) また、控訴人が言及する政府委員の答弁は、その内容に照らし、国籍法11条1項がすでに本人の意思を考慮に入れている旨を答弁している（なお、同項の立法趣旨が、昭和59年国籍法改正前から現在に至るまで何ら変容していないことは、後記(4)で述べるとおりである。）。

すなわち、昭和59年4月13日衆議院法務委員会において、政府委員は「十一條一項の方は、自己の志望によりまして外国の国籍を新たに取得する場合がございます。したがって、多くの場合は外国に帰化するということでございます。この場合には日本の国籍を失う。要するに、積極的に外国の国籍が欲しいということでその当該外国から承認されたわけでございますので、したがって日本の国籍は形骸化するので、当然失うというのが一項でございます。」と国籍法11条1項が本人が自らの意思により外国国籍を選択した結果として国籍を喪失するものである旨の答弁をしている（甲32・17ページ）。

加えて、当時の政府委員は、昭和59年5月10日参議院法務委員会において「我が国の国籍法におきましては、日本の国籍を保持しておる者について、本人の意思なしに日本の国籍を失わせるという規定は設けておりません。したがって、一たん日本国民である以上は、これはほしいままにといいますか、恣意的に奪うということはないのが原則だといえますか、そういうことが規定を置いていないところから出てくるのではないかという考えであります。」と答弁しており（傍点は引用者による。甲9・4ページ）、国籍法11条1項は恣意的に国籍を奪う趣旨の規定ではないと述べている。

(ウ) 以上によれば、控訴人が前記アにおいて指摘する事情は、前提②を裏付けるものではない。

(4) 国籍法11条1項の立法趣旨は、昭和59年国籍法改正前の同法8条から引き継がれ、現在に至るまで何ら変更していないこと

ア 控訴人の主張

控訴人は、昭和59年国籍法改正前の同法8条及び昭和59年国籍法改正による改正後の同法11条1項は、昭和59年国籍法改正当時、「本人の意思による国籍の離脱」と位置づけられていたことを前提としつつ（以下「前提③」という。）、上記の法改正の後に、国籍法11条1項による国籍喪失が本人の意思によるものではなく、本人の意思と無関係に外国籍の志望取得という事実により法が付与した効果であると理解されるに至ったものであり、かかる現在の解釈は同項の立法者意思に適合しないなどと主張するほか（控訴人準備書面(2)第1の2(5)・7ページ、同第2の3(3)及び(4)・11及び12ページ、同第4の1及び2・18ないし20ページ）、この主張を裏づける事情として、昭和59年国籍法改正に係る審議の際に、法務省担当者が、我が国の国籍法に本人の意思に反して日本国籍を喪失させる規定は存在しないなどと答弁したこと、複数国籍の本人の意思による

事後的解消として新設された国籍選択制度との整合性について検討した記録が存在しないことを挙げる（控訴人準備書面(2)第4の1(2)イ及びウ・19ページ）。

イ 被控訴人の反論

(7) しかしながら、被告準備書面(1)第3の1(3)ア(7)(16ないし18ページ)等で繰り返し述べたとおり、国籍法11条1項の立法趣旨は、①国籍変更の自由を認めるとともに、②国籍の積極的抵触(重国籍の発生)を防止するために、自己の志望により外国籍を取得したときは、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきものとして、当然に日本国籍を喪失させることにある。換言すれば、同項の規定により日本国籍の喪失という効果が生じるためには、日本国籍離脱の意思又は日本国籍喪失の認識は要件とされていないと解されるのであって、同項は、そもそも、外国籍取得に係る意思のほかに日本国籍喪失に係る意思が存するか否かを問題とする制度設計になっておらず、このことは、同項の規定の変遷に照らしても明らかである。

(1) すなわち、外国籍の志望取得により日本国籍を喪失する旨を規定していた旧国籍法20条については、日本人が自己の志望により外国の国籍を取得した以上、既に日本人たることを欲しないのであるから、国籍非強制の原則(国籍自由の原則)上、これを日本人として強制することは適当ではなく、かつ、二重国籍者の発生という国際関係上好ましくない結果を生ずるおそれがあるとして、同条は自己志望により外国国籍を取得する場合を日本国籍喪失の原因と認めたとの説明がされている(乙12・57ページ)。そして、昭和25年の国籍法制定時、立法担当者は、昭和59年国籍法改正前の国籍法8条は国籍変更の自由を認めるとともに国籍の抵触を防止することを目的とする規定であって、旧国籍法20条の規定をそのまま踏襲するものである旨説明している(乙13・3ペ

ージ)

以上にみた旧国籍法20条から国籍法11条1項への規定の変遷からも明らかなおり、外国籍の志望取得により日本国籍を喪失させるとした立法趣旨及びこれを実現するための制度設計は、昭和59年国籍法改正前の同法8条が現行の国籍法11条1項に引き継がれるに当たり何ら変容していない。

(ウ) また、控訴人が指摘する政府答弁の内容については、国際的に承認されている国籍唯一の原則からすれば、外国籍の取得とは日本国籍の喪失をも意味するといえ、前記(ア)のおり、国籍法11条1項は、「自己の志望によつて」外国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであり、その反射的效果として日本の国籍を失うとしたものであって、同項が適用される場合には、その前提として、「自己の志望」すなわち日本国籍を喪失する者の自己決定が存在すること、政府答弁においても、国籍唯一の原則を前提に、「十一條の方は、外国に帰化をするという場合が典型例だろうと思えますけれども、外国の政府の方に帰化の申請をしまして、そして帰化が許可になったという、いわばそういう法律的な事実が発生する、それに伴って日本の行為としては日本の国籍を失うという、そういう効果を付与するということでございます」と自らの意思に基づく外国籍取得の反射的效果として日本国籍を失う趣旨の答弁がされていること(甲9・17ページ)からすれば、被控訴人が主張する同項の立法趣旨及びこれを踏まえた制度設計と何ら矛盾するものではない。また、国籍選択制度との整合性を検討した記録が存在しないことに関しては、被告準備書面(1)第3の4(3)ア(29及び30ページ)で述べたとおり、国籍選択制度が適用される当然取得や生来的取得は、外国籍の取得について本人の意思が介在することのない場面

である一方、国籍法11条1項は外国籍の取得を自己の志望、すなわち本人の意思によって行う場面で適用されるものであり、両者は制度目的や趣旨が異なるものであるから、両者の「整合性」なるものを国会での法案説明や政府答弁で説明していないことは当然であり、控訴人の前記アの主張を裏付ける事情とはなり得ない。

(イ) 以上によれば、前記アの控訴人の主張は、昭和59年国籍法改正に係る立法者意思を正解しないものというほかなく、理由がない。

(5) 前提①ないし③に依拠する控訴人の主張に理由がないこと

ア 以上のとおり、控訴人が国籍法11条1項の規定が憲法10条、13条、14条1項及び22条2項に違反し無効であるとの主張に関して前提とする主張（前提①ないし③）がいずれも誤りであることは明らかである。

イ そして、控訴人は、前提①ないし③に依拠して、憲法22条2項は国籍を離脱しない自由ないし国籍を保持する権利を保障するものではないとする原判決の判示は誤りである旨（控訴人準備書面(2)第3・16ないし18ページ）、現在の国籍法11条1項の解釈は昭和59年国籍法改正時における同項の立法者意思に適合しないから、憲法10条が認める立法裁量に基づく立法者意思に反し、憲法の授權の範囲を逸脱した解釈として、同条に違反する旨（控訴人準備書面(2)第4の2及び3・19ないし21ページ）を主張する。また、控訴人は、前提②、前提③に依拠して、国籍法11条1項の場合と国籍選択制度が適用される外国籍の当然取得や生来的取得の場合における取扱いの差異は、昭和59年国籍法改正時に両制度の整合性について立法者が検討を欠いた結果生じたものであり、かかる取扱いの差異を設けることの立法目的自体が存在しないから、国籍法11条1項による国籍選択の機会の保障についての取扱いは、「事柄の性質に応じた合理的な根拠」に基づくものとはいえ、憲法14条1項に違反する旨主張する。

（控訴人準備書面(2)第2の3・10ないし12ページ）

しかし、以上に述べたところによれば、これらの主張は、いずれも前提を欠くものとして理由がない。

2 昭和59年改正国籍法が重国籍の発生を広く容認しているとして原判決を批判する控訴人の主張には理由がないこと

(1) 控訴人の主張

控訴人は、原判決が、国籍法11条1項の立法目的の合理性について、「重国籍が常態化した場合には、国家間の外交保護権が衝突し、国家と個人との間又は個人間の権利義務に矛盾衝突を生じさせ、これらの種々の弊害が生ずるおそれがあるから、重国籍の発生をできる限り防止し、重国籍を解消させるべきであるという理念は合理性を有する」(原判決・26ページ)と判示したことに対し、昭和59年国籍法改正は、改正の契機となった「女性差別撤廃条約批准のための父母両系血統主義の導入」という当初目的を超えて、広く複数国籍の発生を容認したのであり、外国籍を志望取得した者に限って国籍選択の機会を与えずに、本人の意思に反して直ちに日本国籍を喪失させてでも複数国籍を防止しなければならないという要請は存在しなかったことから、原判決のいう「重国籍の発生をできる限り防止し、重国籍を解消させるべきであるという理念」が本人の意思に反してでも日本国籍を喪失させるという要素を含むものである限り、その立法目的が立法者意思に反し、また、国籍法の立法政策にも合致しないものであると主張する(控訴人準備書面(2)第5の3(3)・24及び25ページ)。

(2) 被控訴人の反論

昭和59年国籍法改正は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准、国際情勢及び社会情勢の変化への対応のため、出生による国籍の取得について、父系血統主義を改めて父母両系血統主義を採用し、また、日本国民の配偶者である外国人の帰化条件について、その者が夫であるか妻であるかにかかわらず同一の条件を定めるとともに、生計条件、重国籍

防止条件等の帰化の条件を整備するなどしたものである（乙6・2ないし5ページ）。

他方で、父母両系血統主義を採用することにより重国籍者の発生の増加が予想されたことから、それを防止するため、別途の方策として、それまでアメリカ、ブラジル等の生地主義国での出生により重国籍となる子についてのみ適用されていた国籍留保制度の適用範囲を拡大し、出生により外国籍を取得する子で国外で出生したすべてのものに同制度を適用することとし（国籍法12条）、重国籍者が所定の期間内にいずれかの国籍を選択しなければならないとする国籍選択制度（同法11条2項、14条ないし16条）を設けた（乙14・23ないし34ページ）。

また、国籍法11条1項は、昭和59年国籍法改正前の同法8条の内容を引き継いでいるところ、その立法趣旨は、前記1(4)イで述べたとおり、①国籍変更の自由を認めるとともに、②国籍の積極的抵触（重国籍の発生）を防止するために、自己の志望により外国籍を取得したときは、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきものとして、当然に日本国籍を喪失させることにあり、すなわち、日本人が自己の志望、すなわち本人の意思により外国の国籍を取得した以上、既に日本人たることを欲しないと解することができるから、「本人の意思に反してでも日本国籍を喪失させるという要素を含むもの」とはいえない。

したがって、昭和59年国籍法改正は、父母両系血統主義の採用によって重国籍が発生し得る場合が増加することから、同時にその防止策を充実させたものであり、重国籍の発生をできる限り防止し、重国籍を解消させるべきであるという理念自体に変更はなく、重国籍の発生を広く容認するものでないことは明らかである。また、昭和59年国籍法改正により、被控訴人が重国籍の発生を広く容認するようになったとする控訴人の主張は、同改正の内容を断片的に指摘して主張するもので、同改正に係る国籍法全体の理念や趣

旨を正解しないものであるから、理由がない。そして、これらを理由に国籍法11条1項の立法目的の合理性に関する原判決の判示を論難する控訴人の主張もまた、同項の立法趣旨を正解しないものであるから理由がない。

3 法定代理人による外国籍の志望取得の場合も含め、外国籍を志望取得した場合と当然取得及び生来的取得とで重国籍防止に向けた制度が異なっていることは何ら不合理ではないこと

(1) 控訴人の主張

控訴人は、原判決が「志望により外国籍を取得した者は、(中略)外国籍を取得するか否かについて選択する機会が与えられているから、外国籍の取得後にあえて国籍選択のための猶予期間を設ける必要性は乏しい」(原判決・32ページ)などと説示したことに対し、外国籍を当然取得した者は「法の不知」の責任を問われることなく、現実的・具体的な国籍選択の機会が保障されるのに対し、国籍法11条1項の対象者のみが「法の不知」の責任を問われ、日本国籍か外国籍かを選択しなければならない必要性を認識し得ないまま日本国籍を喪失させるという取扱いの差異に何の目的もないことが明らかであるから、かかる差別的取扱いが憲法14条1項に適合する余地はないと主張し(控訴人準備書面(2)第2の6・13ないし15ページ)、法定代理人による外国籍の志望取得に国籍法11条1項を適用することについて、法定代理制度の目的が無能力者本人の保護にあるなどと指摘しつつ、国籍選択制度は、法の不知を許容した上で、本人に国籍選択を促す仕組みを採用しており、同項の適用の場面に限って法の不知を許さないとする事自体が国籍法の複数国籍防止解消に関する立法政策から逸脱する旨主張する(控訴人準備書面(2)第7の2・27及び28ページ)。

(2) 被控訴人の反論

重国籍者は、日本国籍と外国籍の重国籍となった時が18歳に達する以前であるときは20歳に達するまでに、重国籍となった時が18歳に達した後

であるときはその時から2年以内に、日本国籍あるいは外国籍を選択しなければならない（国籍法14条1項）ところ、当該期限経過後も国籍の選択をしない者に対して、法務大臣は国籍を選択すべきことを催告することができることとされており（国籍法15条1項、2項）、催告を受けた者は催告を受けた日から1か月以内に国籍の選択をしなければ、その期間が経過した後に自動的に日本国籍を失う（国籍法15条3項本文）。そして、こうした国籍選択制度は、当然取得や生来的取得に適用される一方で、外国籍を自己の志望によって取得した場面には適用されず、外国籍の志望取得の場合については、国籍法11条1項が適用されて日本国籍を失うことになるが、重国籍が発生する場面や原因なども異なることから、重国籍防止を図る方法に差異が生じるのは合理的である。

すなわち、当然取得や生来的取得によって外国籍を取得した者は、自らの意思によらずに外国籍を取得することになるため、外国籍を取得する前に国籍の選択について検討する機会がなく、事後的に国籍の選択に当たり熟慮する機会を与えることは合理的である。これに対し、自己の志望によって外国籍を取得する者については、外国籍を取得する前に国籍の選択について検討する機会は十分にあったといえ、原判決も的確に説示するとおり、外国籍を取得するか否かについて選択する機会が与えられているのであるから、外国籍取得後に取えて国籍選択制度と同様の機会を与える必要性は乏しい。そして、上記のとおり国籍選択制度は外国籍取得前になかった国籍の選択について熟慮する機会を与えることを目的としているのであって（乙14・31ページ参照）法の不知を許容しているわけではないし、外国籍の取得の場面においても、仮に、当該外国籍の取得によって日本国籍を喪失することを知らなかったなどということがあっても、取えて外国籍を取得しようという意思は、それが法定代理人によるものである場合も含め、外国籍の取得に係る利害得失について検討する機会がある状況下において形成されるものであるか

ら、法の不知について責任を問う根拠は十分に存在する。

また、重国籍から生じる弊害をできる限り防止し、解消させる観点からは、速やかに日本国籍を喪失させることが望ましいところ、その実現を図るといふ国籍法11条1項の立法目的及び立法目的達成のための手段は合理的である。

以上によれば、外国籍の当然取得及び生来的取得の場面と外国籍の志望取得の場面とで、外国籍の志望取得が法定代理人による場合も含め、重国籍防止に向けた制度が異なっていることは何ら不合理ではないから、前記(1)の控訴人の主張には理由がない。

4 本件登録手続における控訴人養親の認識に関する原判決の認定判断に誤りがあるとはいえないこと

(1) 控訴人の主張

控訴人は、原判決の説示に係る「特段の事情」(原判決・20ページ)の充足性に関連して、控訴人養親が、本件登録手続に際し、「既に英国国籍を取得している控訴人を英国政府に登録する」という趣旨で、指示された書類に必要事項を記載したのであり、本件登録手続が、控訴人養親が認識していたように「既に英国国籍を取得している控訴人を英国政府に登録する」手続であったとしても、当該手続が文書(申請書類)の作成・提出によって行われるのはごく普通ないし自然のことであるから、控訴人養親が本件登録手続に際して何らかの説明文書や申請書類に接していたとしても、当該手続が控訴人の英国国籍に関する手続をしていると認識していたということはできないなどと主張する(控訴人準備書面(2)第8の2・29及び30ページ、同3(3)・31及び32ページ、同5(3)・35及び36ページ)。かかる控訴人の主張は、やや趣旨が判然としないが、要するに、本件登録手続が英国国籍の取得に関するものではないとの誤った認識を所与の前提としつつ、そのような誤った認識を有していた者としては、本件登録手続中に関係書類を見ても、そ

の認識を改めることはできないということをいうものと解される。

(2) 被控訴人の反論

ア しかし、当該外国の法律上有効に当該外国の国籍を取得した事実があれば、特段の事情がない限り、新たに外国の国籍を取得する意思があると認められるのであって、原判決もこれと同旨の見解に立つものと解される(原判決・20ページ参照)。そして、控訴人が主張する控訴人養親の本件登録手続における認識は、上記「特段の事情」に位置づけられるものであるところ、この「特段の事情」については控訴人が立証すべきものである。

前記(1)の控訴人の主張に係る控訴人養親の誤った認識については、控訴人を英国市民として登録する本件登録手続は、英国の公的手続であるから、控訴人が既に英国国籍を有していると控訴人養親が誤解したまま手続を進められるようになっていたなどと想定するのは通常困難であり、本件登録手続に実際に用いられた書類の記載内容や英国内務省ないし領事館の担当者の説明内容等が客観的証拠をもって明らかにされておらず、本件登録手続がそもそも控訴人養親に上記のような誤った認識を生じさせ得るものであったとも認められない。

また、控訴人の主張に沿う証拠としては控訴人養親の陳述書(甲45)があるものの、詳細については被控訴人準備書面(4)第1の2(2)イ(1)(10ページ)で述べたとおりであるが、旅券の発給を受けるには当該国家の国籍を取得していることが必須の前提となり、そのことは一般に知られているものであるところ、控訴人養親の陳述書(甲45)によっても、控訴人養親が、控訴人に英国の旅券を取得させることを企図して旅券の発給を申請したところ、旅券の発給をそのままでは受けることができず、市民登録の手続をするよう指示されたというのであるから、その指示を受けたことをもって、この時点で控訴人に旅券発給の前提となる英国国籍がないこと、市民登録の手続が英国国籍を取得する手続であることを認識するのが

通常といえる。また、その後、本件登録手続を進めるに当たり、現行の登録申請書に「英国国民としての登録申請」との表題の記載があり（乙7の1及び7の2）、そのガイドに「一部の国の国籍法では、他国の市民になった人は自動的に国籍を失うことを理解しなければなりません。」との記載があるように（乙8の1及び8の2）、本件登録手続当時にも同様の説明を受け、又は同様の記載のある申請書類等を受け取ったと考えるのが自然である。そうすると、旅券の取得過程の初期段階で控訴人の英国国籍の有無に関する控訴人養親の認識に誤解があったとしても、それが改まるのが自然であって、控訴人の主張する誤解がなかったないし解消したことをうかがわせる（少なくともその存在に疑問を抱かせる）事情が多数認められるのに対し、この点については、控訴人から何らの反論もなく、上記のとおり本件登録手続に実際に用いられた申請書類等の記載内容や英国内務省ないし領事館の担当者の説明内容等も客観的証拠をもって明らかにされていない。したがって、控訴人養親の陳述書（甲45）は、その内容自体不自然不合理なものである上、的確な裏付けを欠いており、信用できるものではなく、他に控訴人の主張する控訴人養親の誤った認識があったことを認めるに足りる証拠は見当たらない。

以上によれば、本件で取り調べた全証拠によっても控訴人の主張する控訴人養親の誤った認識があったと認めるには足りず、他にこれを認めるに足りる証拠はないというべきである。原判決も同様に控訴人の主張を排斥している（原判決・20及び21ページ）。

イ 次に、前記アのとおり、控訴人養親の本件登録手続における認識は、上記「特段の事情」に位置づけられるものであるところ、この「特段の事情」とは、被告準備書面(1)第1の6(3)（34及び35ページ）及び被告準備書面(2)第5の2（10及び11ページ）で述べたとおり、抵抗し難い強迫によって外国籍の取得を希望した場合のようなものをいい、原判決も正当

に同旨の判示をしている（原判決・18ページ）。

しかるに、前記アで述べた点において、控訴人養親が、本件登録手続について「既に英国国籍を取得している控訴人を英国政府に登録する」ものであるとの誤った認識を有していたとしても、このような単に手続の意味を十分に理解することなくこれに応じたにすぎないような場合については、そもそも、抵抗し難い強迫によって外国籍の取得を希望した場合と同視することなどできないというべきである。また、控訴人養親が、英国領事館の窓口において、「まず市民登録の手続をするよう指示」され、その結果、「 」は日本で特別養子縁組の手続をしたものの、英国政府にはまだ何の報告もしていなかったため、英国政府からすれば が英国国民である夫の子となったことを知らないわけですから、英国国民としての登録をしなければ、旅券の発行ができない」（甲45・2ページ）と認識するに至ったとしていることを踏まえると、控訴人養親は、かかる手続をしなければ使えない英国国籍を使えるようにするという意思をもって、本件登録手続を行ったということになるのであって、そうである以上、控訴人養親において、少なくとも、本件登録手続が控訴人の英国国籍に関する手続をしていると認識していたことになるのであって、新たに英国国籍を取得する意思に欠けるところはなかったというべきである。

以上の点に照らすと控訴人養親が本件登録手続について誤った認識をしていたとする控訴人の主張ないし控訴人養親の陳述書を前提にするとしても、本件においては、英国国籍の取得が自己の意思に基づくものであることを否定すべき特段の事情が認められるものではない。

ウ 以上によれば、控訴人養親は、控訴人に新たに英国国籍を取得させる意思を有して本件登録手続をしたものであるから、「自己の志望によつて外国の国籍を取得したとき」との要件を満たすことは明らかであり、このことは、原判決が正当に判示するとおりである。

第3 控訴人準備書面(3)に対する反論

以下に述べるとおり、控訴人の「憲法上の人権についての追加主張」は、結局のところ重国籍を保持する利益を保有することを内実とする「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」が憲法上保障されるという見解に基づく主張に収れんされるものであり、その主張に理由がないことは明らかである。

1 控訴人の主張

控訴人は、憲法上の基本的人権に、「専断的に国籍を剥奪されない権利」、「子どもの最善の利益」を評価され第一次的に考慮してもらふ権利、「自己の影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明し、表明した意見が真剣に考慮されることを求める権利」、「家族の法的保護、分離の防止及び一体性の保全を求める権利」が含まれると主張する(控訴人準備書面(3)第1の1ないし4・1ないし28ページ)。

その上で、控訴人は、①日本国籍は、我が国の主権者たる地位であると同時に、上記の重要な諸権利を含む基本的人権の十分な保障を受ける前提となる地位であるから、厳格な違憲審査がされるべきであり、これに照らすと、国籍法11条1項は、憲法11条、13条、22条2項、98条2項及び31条に違反し、違憲無効であり、また、上記の基準を用いないとしても、国籍法11条1項は、国連難民高等弁務官事務所が定める「無国籍に関する第5ガイドライン」(甲70の2)中の「専断的な(恣意的な)国籍剥奪」を防止するための要件を満たしていないため、憲法11条、13条、22条2項、98条2項及び31条に違反する旨(控訴人準備書面(3)第1の5(1)、(2)及び(4)・28ないし31及び35ページ)、②仮に国籍法11条1項が違憲無効とまではいえなくても、児童の権利に関する条約にいう「子どもの最善の利益」を実現するために、本件において控訴人の日本国籍を喪失させることは回避することが

求められ、当該利益に則った解決策を特定する必要があるとし、(i) 同項の「自己」をあくまで本人自身に限定し、あるいは、「志望」は現状の変更を積極的に望む意思があった場合に限定して解釈することにより、又は(ii) 同法18条の挙げる「国籍の取得、選択又は離脱」を「日本国籍の取得、選択又は離脱」と限定的に解釈することにより、控訴人は日本国籍を喪失していないというべきである（控訴人準備書面(3)第1の5(3)・31ないし35ページ）などと主張する。

2 控訴人の前記1①の主張に対する反論

(1) 控訴人は、国民主権原理や基本的人権尊重原理等が憲法上重要な原理・原則であることは否定しないが、控訴人の主張は、結局のところ、自己の志望により外国籍を取得し、当該外国籍に加えて日本国籍をも保持することによって、二つの国籍国のいずれにおいても主権者たる地位や基本的人権の享有主体たる地位を保持することを認めるべきであるというものにすぎず、このような二重国籍の解消の場面において、国民主権原理や基本的人権尊重原理の重要性を理由に、二つの国籍国での利益を保持することを最優先しなければならぬような厳格な違憲審査が求められるなどとはいえない。そして、このような重国籍を保持する利益を保有することを内実とする「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」が憲法上保障されるとの主張に理由がないことは、被控訴人準備書面(4)第2(16ないし28ページ)等で述べたとおりである。

(2) また、控訴人が挙げるガイドラインは、各国政府等が無国籍の問題に対応する際の「解釈の法的指針」であり、拘束力のない国際文書の一つである。この点、例えば、1997年ヨーロッパ国籍条約(乙15)は、世界人権宣言15条2項に倣って、同条約4条cで「何人もほしいままにその国籍を奪われない。」と規定するとともに、同条約7条1項aは、国内法により法律上当然に国籍を喪失する旨の規定を設けてよい場合として、「任意の外国籍取

得」を挙げていることから、国際慣習法上も、国内法により、任意の外国籍取得によって原国籍を喪失することは、専断的な国籍剥奪に当たらないと理解されていることは明らかである。

この点については、福岡高裁令和6年10月判決も、「上記ガイドラインは、各国政府が無国籍の問題に対応する際の解釈の法的指針に過ぎない。また、1997年ヨーロッパ国籍条約が、「何人もほしいままにその国籍を奪われない」（4条c）と規定するとともに、国内法により法律上当然に国籍を喪失する旨の規定を設けてよい場合として任意の外国籍取得を掲げていること（7条1項a）からしても、国際慣習法上、自己の志望により外国国籍を取得した場合に当然に原国籍を喪失させることが専断的な国籍剥奪に該当して許されないとする確立した原則が存在するとはいえない。国籍法11条1項が憲法98条2項に違反する旨の控訴人の上記主張は、採用できない」と判示していること（乙10・12及び13ページ）が参考とされるべきである。

なお、国籍法11条1項による日本国籍の喪失は、刑事手続でも行政手続でもなく、法律の定める要件を満たした場合に当然に生じる効果であるから、直ちに憲法31条適合性が問題となるとはいえず、この点をおくとしても、国籍法11条1項は、外国籍を自己の志望によって取得した場面で適用されるものであり、法律上、当該外国籍を取得する前に日本国籍か外国籍かを取得するか否かを選択する機会が与えられているのであるから、自己の志望による外国籍の取得に際し、「公正な聴聞」の機会を与える必要は認め難いといえ、福岡高裁令和6年10月判決においても同様の判示がされている（乙10・13ページ）。

3 控訴人の前記1②の主張に対する反論

被控訴人準備書面(4)第4の1(4)（34ページ）で述べたとおり、控訴人が主張する「子どもの最善の利益」の内実は、結局のところ、前記2で述べたところと同様に、外国籍に加えて日本国籍をも保持するという重国籍を保持する

という利益にほかならない。しかし、被告準備書面(1)第3の1(2)(13ページ)で述べたとおり、いかなる者に対して自国の国籍を付与するかは、各国が、その国の歴史、伝統、その置かれた政治・経済情勢等を考慮して、自ら決定することができるというのが、国籍立法に関する国際法上の原則であり、控訴人の前記1②の主張はこうした国際法上の原則に反するものである。そして、こうした国際法上の原則に照らせば、児童の権利に関する条約は、児童の基本的人権を尊重するとの見地から、児童の最善の利益を考慮して児童の権利を保護しかつ促進することを目的とし、国籍に関して、同条約7条1項が「国籍を取得する権利」を定め、同条約8条1項が「国籍を保持する権利」を定めているものの(乙16・14ないし17ページ)、同条約7条1項が、児童が国籍を有しない場合の不利益に鑑みて定められたものであり、同条約8条1項が、同条約7条で規定された国籍が不法に奪われた場合の児童の地位の不安定となる不利益に鑑みて定められたものであること(同・15及び16ページ)も併せて考えると、同条約7条1項が上記の国際法上の原則に反して重国籍を保持する権利まで認めるものと解することはできず、同条約8条1項は、締約国に対し、任意の外国籍取得によって当然に国籍を喪失することとなる国内法の規定について、その規定によって無国籍となるわけでもないのに、「子どもの最善の利益」の観点から、喪失することとなる当該国籍を保持させるように解釈して、任意に外国籍を取得した者に重国籍を保持させる義務を課したものであると解することはできない。この点、児童の権利に関する条約7条1項について、東京高裁令和4年11月判決は、「同条約7条1項は、条約の締結国に対し、自国内にいる全ての児童に自国の国籍を付与することまで求めたものではなく、いかなる者に対して国籍を付与するかは、各国が自ら決定できるというのが国際法上の原則である」と判示している。

したがって、控訴人の前記1②の主張は、国籍の本質に反し、国籍の得喪に係る立法裁量を無視するものであるから、「子どもの最善の利益」を実現するた

めに国籍法11条1項や18条を限定的に解釈すべきとはいえないことは明らかである。

なお、控訴人の前記1②の主張のうち(ii)について、控訴人は、原判決や被控訴人が、外国籍の取得手続における行為に関して国籍法18条の適用を問題としているとの前提に立つようであるが、もとより外国籍の取得の手続は、当該外国における法律等に基づくものであって、我が国の国籍法に基づくものではなく、外国籍の取得手続における行為に関して国籍法18条の適用が問題になるものではないから、控訴人の上記主張は失当である。

第4 結論

以上のとおり、原判決は正当であり、本件控訴は理由がないから速やかに棄却されるべきである。

以上